

高等学校等就学支援金制度

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方が対象**です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

$(\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\%) - (\text{市町村民税の調整控除の額})$

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※生徒本人が早生まれの場合（令和5年7月分～令和6年6月分の判定においては、平成19年1月2日から平成19年4月1日生まれの方が該当）は、「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じて計算する。

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えた方

3. 支給額

- 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
（公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

※所得の判定基準は、1.の算定式により計算した額です。

1.の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時に必ず手続きを行ってください。
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 道教委による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続が一部不要になる場合があります。詳細は別途学校からの案内に従ってください。
- 道教委による審査終了後、結果が通知されます。

4. 申請方法

別紙1「申請書類区分判定フローチャート」、別紙2「申請書類一覧」により、申請を行ってください。

申請は、基本的にはオンラインで行い、保護者等の収入状況を登録します。

パソコンやスマートフォンから、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請してください。

※学校から配付されるログインID通知書に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

e-Shienへのアクセス

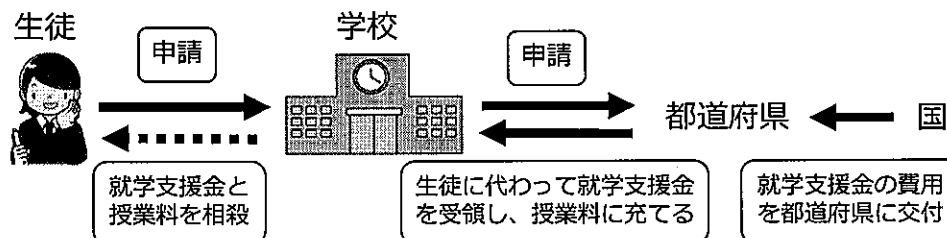
<https://www.e-shien.mext.go.jp>



5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

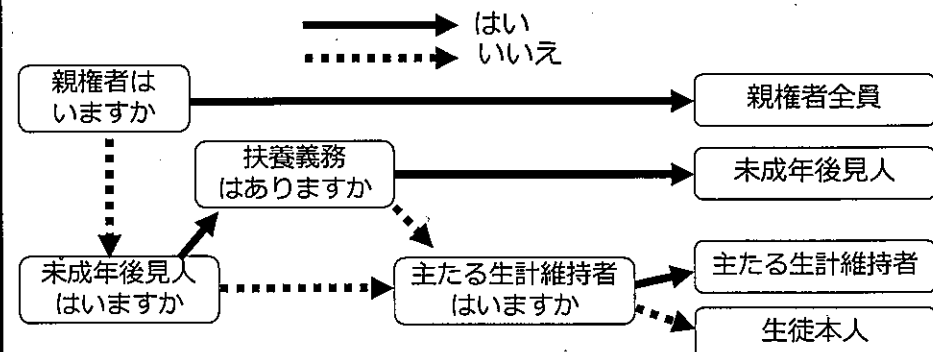
※国公立高校は授業料負担が実質0円になります。



6. 申請に関する留意事項

- オンライン申請にあたっては、e-Shien申請者向け利用マニュアルを見て操作を行ってください。
- パソコンやスマートフォンを所有していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、受給資格認定申請書の提出や学校のパソコンから代行申請を行うことも可能です。代行申請を希望する場合は、学校へ連絡してください。
また、収入状況の確認に個人番号を利用しない場合は、課税証明書等の提出により申請することも可能です。
- e-Shienでの申請の際は、令和5年1月1日現在の課税地を入力してください。
- 税の申告を行っていない場合、所得確認ができず支給決定が遅れる場合がありますので、事前に申告手続きをお願いします。
(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税申告は原則不要です。)
なお、個人番号により所得が確認できない場合は、課税証明書等の提出を求めることがあります。
- 在学中に保護者等（親権者）に変更があったときは、申請が必要な場合がありますので、学校へ確認してください。
- 税の更正があった場合、申請が必要となる場合がありますので、学校へ確認してください。
- 生徒本人の収入状況を登録（提出）する場合は、別紙「申請書類一覧」と提出書類が異なる場合があるため、学校へ確認してください。
- 保護者等の個人番号を提出する場合は、申請者である生徒が、保護者等の個人番号カードの氏名や住所等から保護者等本人の個人番号であることを確認してください。

誰の収入状況の登録（提出）が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録（提出）は、原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは上図のとおり）。

7. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
通常の就学支援金の対象とならない場合でも、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

詳細については、家計急変支援制度のリーフレットを御覧いただくほか、学校へお問い合わせください。